

令和3年度 大山崎町農商連携支援事業補助金の実施について

新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営を強いられている町内の飲食店が、同じく売り先の減少等により販路の拡充を求める町内の農家等と取引することにより、飲食店及び農家等の両者の経営を改善し、また、町内の農作物の地産地消を促進するために、令和3年度大山崎町農商連携支援事業を実施し、町内農家等から農作物を購入される町内の飲食店を支援します。

※本補助金の申請方法等詳細については、実施要項をご覧ください。

※本補助金事業にご興味のある飲食店の方は、まずは、下記問い合わせ先までご相談ください。事業内容等をご説明させていただきます。

【補助金対象事業】

①農作物購入補助事業

補助事業内容	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている飲食店(※1)が、飲食として提供するための食材として、農家等(※2)から農作物の仕入れを行う取り組み	
実施期間	令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日	
補助対象者	農家等から農作物を仕入れた町内の飲食店	
補助対象経費	実施期間中に、農家等から仕入れた農作物の購入費用 ※ただし、飲食として提供するための食材ではなく、飲食店で販売するために購入した農作物（農作物販売補助事業として販売するための農作物）に係る購入費用は補助対象外	
補助率及び補助上限額	[補助率] 農作物の購入費用の30%以内	[補助上限額] 1飲食店あたり10万円

(※1) 飲食店＝食品衛生法の規定に基づき、飲食店営業の許可を受けている町内の飲食店

(※2) 農家等＝大山崎町農業委員会が管理する農地台帳に、農家として記載されている者又はそれらが組織する団体

②農作物販売補助事業

補助事業内容	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている飲食店が、農家等から仕入れた農作物を加工（調理）せずに飲食店で販売を行う取り組み	
実施期間	令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日 ※飲食店での農作物の販売期間として、当該年度中に、3ヶ月間は販売すること	
補助対象者	農家等から農作物を仕入れた町内の飲食店	
補助対象経費	実施期間中に、農家等から仕入れた農作物を飲食店で販売するために係る消耗品費、印刷製本費及び備品購入費 (例：テーブル、農作物を入れるカゴ、周知用チラシ 等)	
補助率及び補助上限額	[補助率] 補助対象経費の3分の2以内	[補助上限額] 1飲食店あたり5万円

【申請期間】

令和3年7月1日（木）から令和4年2月28日（月）まで

※ただし、予算の上限に達した場合は、申請の受付を終了します。

[申請・問合せ先]

大山崎町経済環境課農林商工係：956-2101(代) 内線：244